

令和 4 年

市議会 6 月定例会議案

(追 加 分)

知 立 市

令和 4 年市議会 6 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
子 ども	報告第 6 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
	議案第 5 6 号	令和 4 年度知立市一般会計補正予算（第 6 号）

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 4 号）

（専決処分書別紙）

令和 4 年 6 月 22 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金400,631円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和4年4月1日 午後1時40分頃
 - (2) 発生場所 高根保育園駐車場内
 - (3) 経 過 子ども課職員が保育施設巡視の用務を終え、駐車場に駐車していた公用車を発進させた際、運転操作を誤り、駐車していた相手方車両の左側後部に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（トヨタ ノア）のリアバンパーの擦過傷及びへこみ
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以降は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和4年6月3日

知立市長 林 郁 夫

